第87号議案

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団の規約の変更 に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、阪神水道企業団に宝塚市を加入させ、 これに伴い別紙のとおり同企業団の規約を変更することについて関係市と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

平成29年4月1日から阪神水道企業団に宝塚市が加入すること及び議員定数等の変更を行うため、同企業団の規約の一部を変更することについて協議を行うもの。

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約(昭和37年兵庫県指令地第1700号)の一部を次のように変更する。

「神戸市 「神戸市

尼崎市 尼崎市

第2条中 西宮市 を 西宮市 に改める。

芦屋市」 芦屋市

宝塚市」

「神戸市 8人 「神戸市 8人

尼崎市 4人 尼崎市 3人

第6条中 西宮市 2人 を 西宮市 2人 に改める。

芦屋市 1人」 芦屋市 1人

宝塚市 1人

第7条を次のように改める。

(議員の選任の方法)

第7条 前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会において その市議会議員のうちから選挙する。

第8条中「前条に規定する市長及び」を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(運営協議会の設置)

- 第15条の2 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を 置く。
- 2 運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。

- 3 運営協議会に管理者会を置く。
- 4 運営協議会に必要な事項については、別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

参 照 1

阪神水道企業団規約の一部変更規約要綱

1 変更の趣旨

平成29年4月1日から阪神水道企業団に宝塚市が加入することに伴い、議員定数等の変更を行うため、この規約を制定しようとするもの。

2 変更の内容

- (1) 企業団を組織する市(第2条関係) 企業団を組織する市に宝塚市を加えることとする。
- (2) 議会の議員定数(第6条関係) 企業団を組織する市から選出する議員の数について、尼崎市から1人を減じ、 宝塚市から1人を選出することとする。
- (3) 議員の選任方法(第7条関係)
 - ア 企業団議会議員の選任対象から,企業団を組織する市の長を除くこととする。 イ 企業団議会議員の選任に係る芦屋市の特例について廃止することとする。
- (4) 運営協議会の設置(第15条の2関係)
 - ア 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、企業団を組織する市の長で構成する運営協議会を置くこととする。
 - イ 運営協議会に管理者会を置くこととする。
 - ウ 運営協議会に必要な事項については、別に定めることとする。
- (5) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成29年4月1日

地方自治法抜粋

(組織,事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項, 第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。